

㉙ 障害児サービス

(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等) の更新手続き

【内容】

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等の障害児サービスの受給者証の更新手続きを行います。

【持ち物】

※事前に送付しております更新案内に同封されている”児童福祉法にかかる更新申請に必要な書類一覧”を確認いただき、必要な書類をご持参の上お越しください。

- ①障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- ②計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
(障害児相談支援利用者または更新時に障害児相談支援を新規申請される方のみ)
- ③計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書
(更新時に障害児相談支援を新規申請される方のみ)
- ④事業所からのサービス等利用計画案
(障害児相談支援利用者または更新時に障害児相談支援を新規申請される方のみ)
- ⑤セルフプラン
- ⑥利用者本人のご様子について(児童発達支援)
(児童発達支援利用者のみ)
- ⑦利用者本人のご様子について(放課後等デイサービス)
(放課後等デイサービス利用者のみ)
- ⑧申請に来られる方の本人確認書類
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- ⑨マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードや通知カード等)

【担当課】

健康福祉部 障害支援課

電話: 072-841-1457